

## 途上国への働きかけ（平成12年3月～4月）各国の反応

国名	当方対応者	主な相手方対応者	反 応	今後の対応における留意点
バングラデシュ	加藤・構造改善局計画部長	<p>チョウドリー農業大臣他 アリ農業省次官</p> <p>ラハマン商業省次官</p> <p>（WTO交渉主導権は商業省）</p>	<p>・食料安全保障の重要性に関しては日本と同意見であり、農業の災害や貧困緩和の牽引力、環境保全等の機能も理解。</p> <p>・多面的機能の重要性の議論については多くの途上国にとって十分受け入れられるものではなく、詳細な内容やどのようにルール化されるかの明確化が必要。</p> <p>・農業に対する支援・援助を望む。また、LDCからの貿易品目に対する無税・無枠輸入の早期具体化を望む。</p>	<p>・食料安全保障や農業の多面的機能の考えが、LDCの農村地域社会の維持活性化、貧困、食料不安の解消等につながるものであることを強調しつつ今後とも説明していく必要。</p> <p>・その際、我が国が最大の援助国であることを強調しつつ、新たな援助要請があればその具体的内容を見ながら真摯に対応していく必要。</p>
インド	<p>関川・食料庁総務部長</p> <p>外務省国一課長 同席</p>	<p>N.K.シン首相府次官 ミシュラ商工省次官補 B.シン農業省次官補 トリパティ外務省経済局長他</p> <p>（WTO交渉主導権は商工省）</p>	<p>・インドのように非常に多くの人口を抱え、かつその多くが貧困にあり、やっと生存が可能な水準の自給をしている国にとって食料安全保障は、まさに国民の生存に関わる重大な関心事</p> <p>・国民の大部分が農業に従事していることから農村地域の雇用問題も重要</p> <p>・多面的機能についてはその機能は認めるものの、その概念により保護が正当化され公正な競争が阻害されることに懸念</p> <p>・各国の補助金（国内支持及び輸出補助金）の削減に関心。</p>	<p>・農業省とは、食料安全保障等の基本的な点で理解し合えるところが多く、今後ともこのような意見交換を継続していく必要。</p> <p>・一方、WTO交渉は商工省が掌握しており、農業省の考えが反映されるよう我が方としても協議していく必要。</p>
スリ・ランカ	加藤・構造改善局計画部長	<p>マドゥマ対内・対外商務・食料省商務局次長他</p> <p>ラナウィーラ農業・土地省次官補他</p> <p>（WTO交渉主導権は対内・対外商務・食料省）</p>	<p>・農業・土地省は食料安全保障のために国内農業生産の確保、農民の保護が重要と考えており、多面的機能にも基本的に同意。</p> <p>・対内・対外商務・食料省は、同国のような「小規模で影響を受けやすい途上国」グループの扱いに不満、UR合意では市場アクセス面でも、同国にとって結果的に不利益となったことから、UR時のような包括交渉には懐疑的。</p> <p>・非貿易的関心事項より貿易事項を優先。また同国は食料純輸入開発途上国であるが、スリ・ランカの食料安全保障を脅かす原因は、自国の輸出農産品の国際価格の低下により、必要な農産品の輸入資金が不足することにあるとしている。</p>	<p>・対内・対外商務・食料省は交渉の主導権があることから、農業・土地省と併せて食料安全保障や農業の多面的機能の考えが途上国の農村地域社会の維持活性化、貧困、食料不安の解消等につながることであること、食料純輸入開発途上国においても国内農業生産を通じて食料安全保障を達成していくことが重要であることを引き続き説明していく必要。</p> <p>・その際、新たな援助要請があれば真摯に対応していく必要がある。</p>

国名	当方対応者	主な相手方対応者	反 応	今後の対応における留意点
中国	林・経済局国際部長 外務省国一課長同席	龍永図・対外貿易経済合作部副部長（首席交渉代表） 唐正平・農業部国際合作司長 王行亮・農業部漁業局副局長 曲桂林・国家林業局国際合作司 陳克・国家発展計画委員会国家食料局主任 向欣・国家経済貿易委員会貿易市場司副司長 陳錫文・国務院発展中心農村研究部部長 朱李剛・中国農業科学院農業経済研究所長 他  (WTO加盟交渉は対外貿易経済合作部が一元的に担当)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・WTO加盟交渉に当たっている龍詠図首席交渉代表からは、中国は現在加盟交渉の大詰めを迎え微妙局面にあり、この時期に特に農業について特定の国との協力を進めることはケアンズ諸国等の反発を招きかねないので当面差し控えたいとの慎重な反応。</li> <li>・各機関全般として、中国は当面WTO加盟実現に全力を傾注しており、加盟後の方針の取りまとめまでには至っていないという印象。</li> <li>・農業部、国家林業局、国家発展計画委員会、国家経済貿易委員会とは、日本の基本的考えに概ね同意が得られ、今後とも対話を継続し、連携強化を図っていくことで一致。</li> <li>・中国においては、WTO加盟をも視野に入れつつ、農業生産構造を量から質へ転換する等の調整政策を強力に推進していることを強調。</li> <li>・国務院発展研究中心、中国農業科学院等の研究機関では、WTO加盟による中国農業への影響等の分析も行われ、基本的には重大な影響はないとの立場。この点に関しては、競争力のある品目・分野については加盟後の輸出拡大への期待が大きいことに留意。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在は加盟交渉中で、現段階で農業交渉での具体的な協力については期待するのは困難だが、今後の状況をにらみつつ、今後とも対話を継続し、連携の強化を図っていく必要があるとの観点から、更なる対話の場を設けるべく調整する。</li> <li>・中国の農業担当は、多岐にわたることから各局庁別にも対話・交流を図っていく。</li> </ul>
トルコ	小高・技術総括審議官	オック外務省多国間経済局長他 トゥズメン首相府貿易庁次官他 ビルギン農業村落省次官他  (WTO交渉全体取りまとめは首相府貿易庁が中心)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EUへの加盟を視野に入れて、現EU加盟国との競争が可能となるような国内農業の体質強化が急務</li> <li>・また、EU加盟国との競争を可能にするためには、先進国による国内支持・輸出補助金・特別セーフガード措置の撤廃が必要であり、今後これを求めていく。</li> <li>・途上国に対しては、農業協定がより柔軟に実施し得るよう特別のかつ異なる待遇の拡充が認められるべき</li> <li>・農業の多面的機能については重視</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に農業の多面的機能の面で連携の強化を図っていく観点から、しかるべきタイミングで再度の本国訪問による働きかけを検討。</li> </ul>

国名	当方対応者	主な相手方対応者	反 応	今後の対応における留意点
エジプト	小高・技術総括 審議官	ワリ副首相兼農業大臣 ナイーム農業省・農業研 究センター次長他 シャヒーン外務省次官補 シャラビー貿易省国際機 関局長他  (WTO交渉全体方針とりま とめは貿易省が中心、農業交 渉への対応についてはワリ農 業大臣のアドバイザーが議長 を務める関係省の合同会議設 置予定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食料純輸入国であるが、その立場はUR時とは違ってきており、国内にあっては農業の民営化を進め、輸出補助金の供与は行わず、農業貿易の拡大を目指している（特にEUの市場アクセス条件に関心）</li> <li>・このため、農業による食料生産以外の機能があることは否定しないが、EUへの市場アクセスを妨げる口実になることへの懸念から先進国による多面的機能に関する主張に原則論として否定的。</li> <li>・UR合意の実施に困難を有しており、途上国の実施の問題を重視（特に貿易関連投資措置協定等に問題を抱えている）</li> <li>・WTO交渉においては、分野・課題毎に各国と柔軟に連携する用意。特定分野での協調の可否は、相手が他の分野を含めた自国の利益に如何に配慮するかによる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先方から今回、<u>農業の多面的機能の発揮のために我が国が必要と考える施策または貿易ルールについての具体的な説明、農業のみならず、交渉全体について分野横断的な意見交換が可能な形での対話の継続が求められたことに留意しつつ、しかるべきタイミングで再度の本国訪問による働きかけを検討</u></li> </ul>
モーリシャス	関川・食料庁総 務部長	プリヤグ外務国際貿易省 大臣 ラジパティ同省WTO農 業担当官 ブレール農業・食料技術 ・天然資源大臣他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多面的機能に関しては特に食料安全保障、農村の維持開発、環境問題に関心。</li> <li>・多面的機能フレンズは今後一層連携・協力してケアンズグループに對抗すべきと強調。</li> <li>・小島嶼国農業の特殊性に配慮、途上国、特に食料純輸入開発途上国に対する特別かつ異なる待遇が必要（モーリシャスは砂糖を輸出することによってしか小麦や米等基礎的な食料を購入する手段がない事情を懸念）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業の多面的機能に関する基本的な考えは日本と全く同じであり、この関係を今後も継続していく必要。</li> <li>・途上国（モーリシャス）と先進国にとっての多面的機能の意味が区別して議論されることのないように留意。</li> </ul>
ペルー	石原・食品流通 局審議官	アルテアガ農業省農業計 画室長 アステテ外務省多国間・ 特別局経済機関課長 エルモル工業・観光・統 合・通商交渉省参事官 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業の多面的機能については、特に農業省において必要性を認識しており、例えば熱帯地方の農業が支援を受ければ大気浄化など地球規模で多面的機能が発揮可能と発言。</li> <li>・しかし、これを口実に農業支持（特にEUの輸出補助金）が長期的視点から見た場合、貿易を歪曲し続けることを問題視（同国のコメ、牛乳、砂糖、トウモロコシ、鶏肉が被害を受けている）。</li> <li>・国内支持の補助金についても、緑の補助金の範囲が広すぎ、本当に貿易歪曲的でないのか不明（UR合意以降、OECD加盟国は補助金を増額させていると懸念）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国としての交渉スタンスが確定していないことから、説得の余地あり。特に特別セーフガードについては、ペルーはUR関税化品目のみが対象となっていることに不満を持っており、日本提案にある「セーフガードの機動的・弾力的発動」については連携できる可能性があると考えられる。</li> <li>・今後とも基本的には寿府代ベースで連携を求めるが、機会があればペルー本国に出張し連携を求める必要あり。</li> </ul>

国名	当方対応者	主な相手方対応者	反 応	今後の対応における留意点
セント・ルシア トリニダッド・トバゴ ドミニカ(共)	大森・農産園芸局審議官	オドラム外務・国際貿易大臣他  スタマ農業・国土・海洋資源大臣、次官他 アッサム貿易・産業・消費者問題・観光大臣他  リルド大統領府技術庁次官、 メルセデス農務省大臣代行 アマリア大使(外務省) ルイサ商工業省次官 他	<p>・今回接触した閣僚、政務次官、次官レベルでの反応は、我が国の主張の内容に極めて好意的な反応。特に食料安全保障、農村の活性化等の必要性を強調。 特に閣僚レベルから農業の多面的機能に関する強い支持が表明されたことは特筆すべき。</p> <p>・いずれの国もこの地域の農業は競争力が低い上に我が国に距離的に遠く、EU・米国との結びつきは強かったこともあり、我が国への農産物市場アクセスへの関心が比較的低い。</p> <p>・トリニダッド・トバゴとセント・ルシアは他のカリブ地域14ヶ国からなる「カリコム」(カリブ共同体)のメンバーであり、トリニダッド・トバゴがその中心的な立場 「カリコム」における貿易問題に係る情報収集、首相レベルに対する助言等を行う「地域交渉メカニズム(RNM)」があるため、我が国との二国間だけでは対応が決められない。</p> <p>・ドミニカ共和国は「カリコム」や中米等の経済圏から独立しつつも連携した関係の構築を志向。</p>	<p>(1)カリコム諸国(トリニダッド・トバゴ、セントルシア) ・今回の閣僚クラスへの働きかけ結果を、在寿府代へ伝達することを契機に、<u>寿府におけるコンタクトを強化する。</u></p> <p>・RMN関係者への接触、他のカリコム加盟国への働きかけ等により、<u>カリコム全体として日本と協調する関係を構築。</u></p> <p>(2)ドミニカ共和国 現在行われている大統領選をフォローし、<u>結果いかんによっては再訪する必要があるが、当面は以下の通りの方向で対応。</u></p> <p>・今回の次官クラスへの働きかけ結果を在寿府代大使に伝達することをきっかけに<u>寿府代におけるコンタクトを強化。</u></p> <p>・農業団体との接触を図り、<u>民間ベースの連携関係の構築を図る。</u></p>
南アフリカ(共)	関川・食料庁総務部長	マトナ貿易産業省貿易総局長代理 ジョベ農業省次官 ディック農業省国際貿易局他	<p>・「多面的機能」は定義が不明確であり、市場開放しないことの口実になることを懸念しているが、<u>農村の維持や食料安全保障のための政策が認められるべきという意味で「非貿易的関心事項」の方が良い。</u></p> <p>・先進国の国内保護と輸出補助金によって南アの農業は破壊的な打撃を受けており、農業の国内支持は財政面の制約から不可能な南アにとって、<u>WTO農業交渉における立場は、保護の削減と輸出補助金の撤廃。</u></p> <p>・ケアンズグループとして、輸出補助金や植物検疫等の輸入障壁を問題視しているのであり、EUや日本の農業を破壊するつもりはない。</p>	<p>・ケアンズとして方針が固い面があり、南アが最も問題視しているのは、先進国の輸出補助金や輸入障壁等南アの農産物の市場参入を妨げる措置であるが、一方で、<u>農業国として農村の維持の必要性を強調するなど我が国と連携できる余地もある。</u></p> <p>・JICAの野菜栽培技術指導等、我が国の援助に対する感謝が示されており、<u>まず協力分野での連携を強化していく。</u></p>

国名	当方対応者	主な相手方対応者	反 応	今後の対応における留意点
タイ	加藤・構造改善局計画部長	<p>カルーン 商務省産業経済局長他</p> <p>アディサック 農業・協同組合省副事務次官他</p> <p>(WTO交渉主導権は商務省)</p>	<p>・商務省は、農業には貿易面のみでない他の機能もあるという点については認めるも、そのために農業が他分野と違った貿易方式をとるべきという理由には否定的。</p> <p>・農業協同組合省は、農業の多面的機能に関し食料安全保障と農村地域開発については傾聴に値するとするも、商務省の理解は得難いとしている。</p> <p>・両省とも輸出補助金は可能であれば全廃との立場。</p> <p>・交渉の早期開始を期待しているが、そのためには大国が柔軟性を示すこと、途上国の利益を確保し信頼を構築することの必要性を強調。</p> <p>・交渉において途上国への配慮が不可欠</p>	<p>・ケアンズグループに属しており、特にWTO交渉に主導権を有する商務省は多面的機能に否定的であるが、WTO交渉における有力国であるだけに、今後もあらゆる機会をとらえて我が国の考えを説明していく必要。</p>
パラグアイ	石原・食品流通局審議官	<p>ペラルタ 農牧省農業担当次官</p> <p>ライダン 同省WTO交渉官</p> <p>ロペス 外務省多国間経済機関課長他</p> <p>(WTO交渉体制は、外務省経済担当次官及びロペス室長が担当、方針については、農牧省、通産省、大蔵省、中央銀行、銀行協会等からなる協議会を月1回開催。)</p>	<p>・メルコスール各国としても農業の多面的機能自体は認めているが、どの産業にもプラスとマイナスの外部経済効果があり、地域経済の発展や文化的価値伝承等についてはそれらに対する特別な政策により対処すべき。</p> <p>・パラグアイでは近年、多くの農民がダム建設に従事したため農村社会が崩壊し、野菜の輸出国から輸入国へ転落したが、農業者団体の活性化政策、隣国の端境期をねらった作付計画の強化、ニーズにあった作物への転換促進等により、農業者への補助金なしで野菜の生産増大を達成しつつあることを強調。</p>	<p>・ケアンズグループの国であり、また貿易上の関係も隣国ブラジル、アルゼンチンと深いので、パラグアイ一国のみと連携を深めるのは困難。</p> <p>・ただし、(1) 農業以外にも多面的機能はある、多面的機能については、国内支持の中のグリーンボックスにより対応可能との2点の条件付きで農業の多面的機能について認めている。また、(2) メルコスールによって野菜は輸入増大の影響を受けており、国内農業者の中には自由貿易に不満を持っている者もいることから、ケアンズグループの足並みを乱せる可能性もあり。</p> <p>・先方より農産物加工のODAに期待する旨の発言があり、こうした要求には真摯な対応が必要。</p>

国名	当方対応者	主な相手方対応者	反 応	今後の対応における留意点
ミャンマー	岩倉・農林水産大臣秘書官	<p>キン・ニユン 国家平和開発評議会第一書記</p> <p>ウイン・アウン 外務大臣</p> <p>エーベル 国家平和開発評議会会議府対外経済大臣</p> <p>ニユン・ティン 農業灌漑大臣</p> <p>ピエ・ソン 商業大臣</p>	<p>・従来からの日本側の麻薬から「ソバ」への転作に係る支援に改めて感謝するとともに、今回のWTO農業交渉に係る説明に感謝。WTOに係る日本側の考え方は十分に理解。</p> <p>・ミャンマーはASEAN加盟国であるため、ASEANの考え方を考慮する必要はあるが、日本の考え方も考慮することとしたい。日本のWTO農業交渉に関する3点の考え方（農業の多面的機能への配慮、食料安全保障の重要性、輸出入国間の権利義務バランスの回復）については、ミャンマーとして何が出来るか十分に検討したい。</p> <p>・WTO新ラウンドについては、実施の問題（繊維協定、関税評価問題等）の解決が先決。また、ミャンマーがその農産物の輸出の面で不利な条件に置かれるべきでない。</p>	<p>・ミャンマーは、WTO加盟国であるASEAN加盟国の中で貴重な非ケアンズ・グループであることを踏まえ、ASEAN加盟国の中でケアンズサイドではなく、極力我が方サイドに近い立場に立たせることを念頭において、今後とも働きかけを継続する必要。</p> <p>・併せて、LDCであるミャンマーに対する市場アクセス、キャパシティ・ビルディング等についての配慮を行うことが必要。</p>